

# (公財)日本スポーツ協会における子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針

## 1. はじめに

令和 6(2024)年 6 月 19 日に成立、同月 26 日に公布された「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」を受け、(公財)日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)では、子どもたちが、安全・安心にスポーツを継続して楽しむことができるよう、子どもたちのスポーツ環境の健全性と安全性を確保することを目的に、以下の基本方針を定める。

## 2. 基本方針

我が国のスポーツ界は、平成 25(2013)年 4 月 25 日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択した。その宣言では次のことが謳われ、各スポーツ団体はスポーツ界での暴力行為等根絶に取り組んでいる。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、<中略>人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆(きずな)を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。<中略>

スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」より抜粋

とりわけ、性に関する認識や知識が乏しく、抗う術を知らない子どもへの性暴力は、極めて卑劣な行為であり、個人の尊厳を著しく傷つけ、その影響は長期に及びうる、決して許されるべきものではない。

JSPO では、「こども性暴力防止法」の趣旨を踏まえ、子どもに対する性暴力の防止や被害を受けた子どもの適切な保護・支援につなげることができるよう、JSPO 諸制度\*において 3.の具体的な取組を進め、子ども自身が安全に活動に参画でき、かつ保護者が安心して子どもを託すことができるスポーツ環境を実現する。

また、JSPO 加盟団体をはじめとする関係団体や関係者へ「子ども性暴力防止法」の趣旨を周知し、理解を深めていただくことにより、自主的・自律的な取組が行われることが重要であるとする。

(\*)JSPO 諸制度とは、公認スポーツ指導者登録、スポーツ少年団登録、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録を規定する各制度のことをいう。

### **3. 具体的な取組**

#### **(1)JSPO 諸制度における登録規程等の見直し**

子どもたちへの性暴力を未然に防止するためには、子どもたちへの性暴力を決して許さない、受け入れないという姿勢を、内外に明確に示すことが必要と考える。そこで、JSPO 諸制度における登録規程等の見直しを行い、性暴力から子どもたちを守る対策を講じる。

#### **(2)相談窓口での対応強化**

性暴力の早期発見と被害の拡大を阻止するためには、性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい体制を整備することが必要である。このため、現在設置している相談窓口のさらなる活用を周知するとともに、公的機関が設置している相談窓口を周知することにより、子どもたちの保護・支援につなげる。

#### **(3)「子ども性暴力防止法」の周知及び自主的・自律的な取組の促進**

スポーツ界全体で子どもたちへの性暴力の根絶を図るため、関係団体が自主的・自律的に取組を実践していくことが求められる。

そこで、関係団体に対して、「子ども性暴力防止法」や関係ガイドラインを周知し、理解を深めていただくことにより、自主的・自律的な取組が行われるよう促す。

#### **(4)子ども家庭庁、スポーツ庁との連携強化**

子ども家庭庁やスポーツ庁との連携を強化することにより、学校、家庭、地域など、子どもがスポーツに関わるあらゆる環境において、性暴力防止に向けた多面的な取組を推進できるようにする。

### **4. おわりに**

上記(1)から(4)の具体的な取組については、令和 8(2026)年度中の施行が予定される「子ども性暴力防止法」や関係ガイドラインの内容を踏まえ、加盟団体をはじめとするスポーツに関わるすべての関係者の協力を得て実施する。

令和 7 年 1 月 15 日

公益財団法人日本スポーツ協会